

改 出 後	改 出 前
<p>第2 添加物</p> <p>A～C (略)</p> <p>D 成分規格・保存基準各条</p> <p>(略)</p> <p>過酢酸製剤</p> <p style="text-align: center;">Peracetic Acid Composition</p> <p>[79-21-0、過酢酸]</p> <p>定 義 本品は、過酢酸、「<u>氷酢酸</u>」、「過酸化水素」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">E 製造基準</p> <p>(略)</p> <p>過酢酸</p> <p>過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する<u>氷酢酸又は氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。</u></p> <p>過酢酸製剤</p> <p>過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する<u>氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸又は氷酢酸若しくは氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">F 使用基準</p> <p>(略)</p> <p>ステアリン酸マグネシウム</p> <p>ステアリン酸マグネシウムは、<u>カプセル・錠剤等通常の食品形態でな</u></p>	<p>第2 添加物</p> <p>A～C (略)</p> <p>D 成分規格・保存基準各条</p> <p>(略)</p> <p>過酢酸製剤</p> <p style="text-align: center;">Peracetic Acid Composition</p> <p>[79-21-0、過酢酸]</p> <p>定 義 本品は、過酢酸、「<u>酢酸</u>」、「過酸化水素」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">E 製造基準</p> <p>(略)</p> <p>過酢酸</p> <p>過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する<u>酢酸及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。</u></p> <p>過酢酸製剤</p> <p>過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する<u>酢酸、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸若しくは酢酸及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">F 使用基準</p> <p>(略)</p> <p>ステアリン酸マグネシウム</p> <p>ステアリン酸マグネシウムは、<u>特定保健用食品たるカプセル剤及び錠</u></p>

い食品及び錠菓以外の食品に使用してはならない。

(略)

(削る)

(略)

剤並びに栄養機能食品たるカプセル剤及び錠剤以外の食品に使用してはならない。

(略)

炭酸カルシウム

炭酸カルシウムは、食品の製造又は加工上必要不可欠な場合及び栄養の目的で使用する場合以外は食品に使用してはならない。

炭酸カルシウムの使用量は、カルシウムとして、チューインガムにあつては10%以下、その他の食品にあつては1.0%以下でなければならない。ただし、特別用途表示の許可又は承認を受けた場合は、この限りでない。

(略)